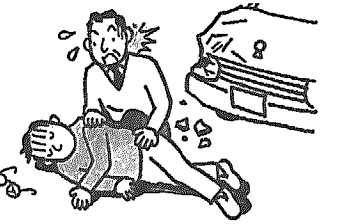


# もしもの時の助け合い 交通災害共済に加入(更新)を

新潟県内では、昨年2277人の方が交通事故で尊い命を失っています。車社会の世の中で、いくら安全運転に心掛けていても、避けられない事故に巻き込まれてしまうことがあり、私たちのまわりには常に危険が待ち受けています。

に備えて、新潟県下111市町村が共同で運営する助け合い制度です。  
現在、当町の加入者は、7、768人、加入率は70・2%です。平成12年度の共済見舞金の請求件数は43件で、受給額359万円となりました。

申込書を2月中に全世帯に配布します。家族みんなで加入の更新・新規加入をされますようお願いいたします。



## 共済見舞金は

会員またはその遺族の請求に基づき、共済見舞金等級表の等級に応じて支給します。

### 共済見舞金等級表

等級	災害の程度	金額
1	死亡	120万円
2	身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5の等級区分1級の障害並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する障害で、常に他人の介護を要するもの	120万円
3	身体障害者福祉法施行規則別表第5の等級区分2級の障害並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する障害	70万円
4	入院36日以上を含む実治療日数107日以上	20万円
5	入院27日以上を含む実治療日数88日以上	17万円
6	入院15日以上を含む実治療日数72日以上	14万円
7	入院12日以上を含む実治療日数57日以上	12万円
8	入院5日以上を含む実治療日数43日以上	10万円
9	入院通院の実治療日数27日以上	7万円
10	入院通院の実治療日数13日以上	5万円
11	入院通院の実治療日数7日以上	3万円

## シリーズ② 新潟市・亀田町・横越町 合併問題協議会の動き

現在、1市2町の  
行政制度を調査中

協議会事務局では、1市2町の手数料や住民サービスなどの比較を行うため、資料のとりまとめを行っています。  
人口や世帯数が違うように、サービスの内容にも違いがあるようです。水道料金については、新潟市・亀田町が口径別、横越町が用途別で徴収していたり、新潟市で行われて

### 1市2町の人口と世帯数の比較

	新潟市	亀田町	横越町
人口	527,324	32,061	10,795
世帯数	203,283	10,217	2,940

(平成12年国勢調査確定値)

市町村合併についてのご意見等は、  
役場総務課までお寄せ下さい。

いる小学校入学祝品の支給が、亀田町・横越町では行われていないといったように制度上の違いも見受けられます。  
これらの資料をまとめ、2月に予定されている協議会で協議を行うことになっています。  
次回協議会の日程等が確定しましたら、町のホームページに掲載します。

## 昨年12月の町議会にて新条例可決 町議会議員の定数18人に

昨年の町議会12月定例会において、平成15年1月1日以後に告示される一般選挙から、議員の定数は18人とする条例案が議員提案され、可決されました。

は、これまで定数を減少する条例で18人としていましたが、地方自治法の改正により町の人口規模で22人の範囲内で条例で定めることになり、現在と同じ18人として条例を定めました。

## 特別な事情がないのに、国民健康保険税を滞納すると、 未納期間に応じて次のような措置がとられます



保険税の納税通知書が送られてきたら、  
納期限までにきちんと保険税を納めましょう。

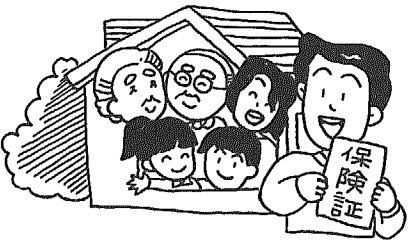
納期限を過ぎると…

納期限を過ぎると、督促が行われます。  
●延滞金などを科せられる場合がありますので、速やかに納めましょう。

納期限から1年間を過ぎると、国民健康保険短期証が交付される場合があります。

特別な事情がなく、さらに滞納が続くと、資格証明書が交付される場合があります。

このようなことにならないためにも、保険税は必ず納期限までに納めましょう!



## 保険税の納付は 口座振替で!

口座振替にすれば、納付に行く手間がはぶけ、うっかり納め忘れをすることもなく、確実に納めることができます。

### 申し込みの手続きは

- 預金通帳
  - 印鑑 (通帳の届出印)
  - 納税通知書
- を持って

町民税課または役場指定の金融機関で  
手続きを行って下さい。

## 納付が困難な人は、 まずご相談下さい!

災害などやむを得ない事情により、国民健康保険税の納付が困難な場合は、お早めに町民税課(☎385-2111)にご相談下さい。

## あそびの教室 参加者募集

町では、「親子遊びを通して子どもは育つ」ということを、お母さんたちに体得してもらおうと、平成14年度もあそびの教室を開催します。この教室に参加を希望される方を募集します。  
子育てについて心配なことがある、子どもの発達について疑問がある、子どもとの遊び方がわからない等の方は、お申し込み下さい。



- ◆共済期間 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- ◆見舞金の対象となる交通災害 道路上における自動車など交通に伴う人身事故で実治療7日以上
- ◆請求期間 事故発生から1年以内
- ※詳しくは、配布されますリーフレットを参照するほか、町民生活課にご相談下さい。  
☎385-2111
- ◆募集対象年齢 2歳〜就園前児(平成11年4月2日〜12年4月1日生まれ)
- ◆募集人員 12名(申込多数の場合、公民館の育児教室への参加の有無、年齢などを参考に選定します。)
- ◆開催期間 平成14年4月17日(水)〜15年3月19日(水)
- ◆開催日 毎週水曜日  
午前9時〜11時15分
- ◆会場 横越町児童館(ひまわり教室) 横越中学校となり
- ◆申込締切 2月22日(金)
- ◆入室通知 3月8日(金)
- ◆申込・問い合わせ 健康推進課 療育教室係 ☎385-2111  
横越町児童館(火・水・金曜日) ☎385-3772